新入社員研修のご提案

キャリア形成促進助成金（認定実習併用職業訓練）の活用

主催：桜井市商工会

運営：株式会社マネジメント・リソース

2016.11.

キャリア形成促進助成金の概要

企業が従業員に対して行う職業能力開発に関する計画（事業内職業能力開発計画および年間職業能力開発計画）に基づいて訓練などを行った事業主に対して、その経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成される制度です。

☆一般型訓練コース
☆重点訓練コース
☆雇用型訓練コース
　①特定分野認定実習併用職業訓練
　②認定実習併用職業訓練
　③中高年齢者雇用型訓練
☆制度導入コース

厚生労働大臣の認定を受けた「実習併用職業訓練（実践型人材養成システム・ＯＪＴ付き訓練）」を実施する事業主に対して助成金が支給されます。

今回の新入社員研修に申請しようとしているコース

認定実習併用型職業訓練コースの基本要件

1. １５歳以上４５歳未満の労働者で新たに雇い入れた雇用保険の被保険者。（原則、雇入れ日と訓練開始日が同日である者に限る。）　※　新規学卒新入社員がこれに該当します。
2. 企業内におけるＯＪＴと教育訓練機関で行われるＯｆｆ－ＪＴを効果的に組み合わせて実施する訓練であること。
3. 実施期間が６か月以上２年以下であること。（今回の新入社員研修は６ヶ月間とします。）
4. 総訓練時間が１年あたりの時間数に換算して８５０時間以上であること。（１ヶ月平均：７０．８３時間以上）
5. 総訓練時間に占めるＯＪＴの割合が２割以上８割以下であること。
（今回の新入社員研修では、Ｏｆｆ－ＪＴ：１０４Ｈ、ＯＪＴ：３９８Ｈ）
6. 訓練修了後に評価シート（ジョブ・カード様式３－３－１－１号）により職業能力の評価を実施すること。
（各社の業種業態に応じた評価シートを貴社と共に作成します。）

キャリア形成促進助成金を活用した新入社員研修

１．研修概要

商工会の会員企業様が、平成２９年４月に新たに正社員として雇用される新入社員の方々を対象とする研修を実施し、会員企業様の人材育成に資することを目的とします。

２．主　催

桜井市商工会

３．企画運営

株式会社マネジメント・リソースが研修プログラムの作成、講師の選定・派遣、研修の実施を担当いたします。プログラムの内容・担当講師につきましては事前にご確認いただきます。

４．制度活用

訓練参加企業様には、厚生労働省の「キャリア形成促進助成金制度」を活用いただくことにて、訓練費用の助成を受けていただくことが可能です。本制度ではOFF-JTとOJTの組み合わせによる人材育成活動が前提となっています。各社のOJTプログラムの作成(ジョブ・カード様式４の作成)につきまして、株式会社マネジメント・リソースが貴社と共に作成いたします。

５．訓練内容

ＯＦＦ-ＪＴ(座学)　平成２９年４月　～　平成２９年９月　＜６ヶ月間の予定＞

６．５時間/日　×　２～３日/月　×　６ヵ月　＝　１６日間で１０４時間

内容：社会人の基礎、営業・事務関連、製造関連（詳細は別紙カリキュラム）

ＯＪＴ(職場内訓練)　平成２９年４月　～　平成２９年９月　＜ＯＦＦ-ＪＴと平行実施　６ヶ月間予定＞

６時間/日　×　１１～１２日/月　×　６ヵ月　＝　３９８時間

内容：事前に設定したＯＪＴプログラムのとおり

６．研修費用

受講料：　お一人あたり２０万円＋消費税（研修開始までにお支払いいただきます）

キャリア形成促進助成金制度による最大予想助成額：　５０５，８００円

キャリア形成促進助成金が受け取れない場合

1. 訓練実施計画届の提出日の前日から起算して6ヵ月前の日から支給申請書の提出日までの間に雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む）をした事業主
2. 不正受給（偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとすること）をしてから3年以内に支給申請をした、または、支給申請日後、支給決定日までに不正受給をした事業主
3. 支給申請をした年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主（支給決定の日までに納入を行った事業主を除く）
4. 支給申請日の前日の過去１年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
5. 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主
6. 暴力団関係事業所の事業主
7. 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
8. 新たな訓練計画を追加する場合、または既に届け出ている訓練計画に変更が生じたにもかかわらず、変更届を提出していない場合
9. 所定労働時間外や休日に実施されたOff－JTの賃金助成、OJTの実施助成
10. 事業主が訓練にかかる経費を負担していない場合（研修費用及び訓練に関わる従業員の賃金）

※　なお、研修受講者の方が総訓練時間の８割以上受講しなければ、助成金の支給は受けられません。

※　１年度（４月１日～３月３１日）１事業所当たりの助成金の支給限度額は１,０００万円です。

参加企業スケジュール

１．説明会の実施	平成２８年１１月１６日（水）に実施
２．参加申込み	平成２８年１１月末に参加申込み締め切り（最小催行人員に達しない場合、中止とします。） セルフ・キャリアドッグ申込（制度未整備の企業様）
３．職業能力開発者の選任	各社で「事業内職業能力開発計画」の作成、職業能力開発推進者の選任（各都道府県の職業能力開発協会に提出、選任を受けます。） １２月末までにセルフ・キャリアドッグ制度を労働局に申請
４．厚労大臣認定申請	平成２９年１月中旬までに申請（実施カリキュラム、評価シートの作成が必要） １月中旬にセルフ・キャリアドッグ制度に関連する就業規則を労基署に届出
５．受講者の最終確認	平成２９年１月末までに受講者の決定
６．助成金の申請	平成２９年２月中旬までに助成金申請（キャリア形成助成金の申請を行います。） ２月に対象者のキャリアコンサルティング実施
７．ＯＪＴ担当者説明会	平成２９年３月下旬（各社ＯＪＴ担当者を集めてＯＪＴ要項の説明を実施します。）
８．訓練の実施	平成２９年４月１日～９月３０日　別紙カリキュラムのとおり訓練実施 ８月～９月にセルフ・キャリアドッグ制度の支給申請
９．助成金支給申請	平成２９年１０月１日 ～ 随時支給申請（キャリア形成助成金の支給申請を行います。）

キャリア形成助成金（例）

訓練受講者数：1名　　訓練期間　6ヶ月
総訓練時間：502時間（OJT 398時間、OFF-JT 104時間）

	訓練に要する経費	助成額
OFF-JT	OFF-JTはすべて弊社で受講 ２１６,０００円（税込：受講料）	144,000円（セルフキャリアドッグ制度導入） 108,000円（セルフキャリアドッグ制度未導入）
	OFF-JT受講中の賃金 @ 1,000× 104時間　＝ 104,000円	@800 × 104時間 ＝ 83,200円
OJT	訓練実施のための間接経費 （教育者の経費）	@700円 × 398時間 ＝ 278,600円 （ＯＪＴ時間を 6H／日 67日間）
合計	３２０,０００円	505,800円（セルフキャリアドッグ制度導入） 469,800円（セルフキャリアドッグ制度未導入）